



日本共産党平塚市議会議員団  
 電話0463-23-1111 (内線2375)  
 平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1378 2016年10月23日号

日本共産党平塚市議会議員団  
 団長 高山和義  
 電話・FAX 31-4638  
 k.takayama@mb.scn-net.ne.jp  
 松本敏子  
 電話・FAX 59-4607  
 mail@matsumoto-toshiko.jp  
 渡辺敏光  
 電話・FAX 31-6431  
 w-toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談  
 次回は11月17日(木)  
 午後4時～6時(要予約)

## 平塚市議会9月定例会の総括質問からの報告

### 平塚市の公共施設、延床面積で10年間 4%削減 —市民との情報共有は—

平塚市では、昨年11月に「平塚市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今の公共施設を全て維持した場合、今後40年間で約2225億円、1年あたり56億円必要だと。現在の公共施設に関連する投資的経費は、過去5年間平均で54億円。4%不足との試算から、同計画で、総延床面積面積(別表参照)の4%—2万8800平方メートルを、今後10年間で削減するとしています。

今週号では、9月7日に行われた総括質問から、「平塚市公共施設等総合管理計画から」について、ポイントの報告をします。質問者は渡辺議員。

【Q.】本市が所有する公共施設は、H26年4月1日現在で、412施設、1410棟、総延床面積で約72万平方メートル。

インフラ施設等では、本市が管理する認定道路3721本、総延長78万4026メートル、橋りょうの保有は214橋。公共下水関連施設の管渠延長は108万9784メートル。

今後これらの施設の更新が集中し、40年間で約3400億円、年平均85億円、インフラ施設では、40年間で1826億円、年平均45.6億円かか

## ＜平塚市の公共施設(H26・4・1現在)＞

分類	施設数	棟数	延床面積(平方メートル)
学校施設	43	487	319,940.47
幼児教施設	5	21	3,470.83
その他教育施設	4	11	5,745.33
社会教育施設	27	59	29,909.95
文化・教育施設	6	13	22,894.33
青少年施設	6	19	4,746.55
文化財施設	4	13	1,856.24
スポーツ施設	8	18	48,340.84
公園施設	109	207	17,167.47
次世代育成施設	11	36	5,582.88
母子生活支援施設	1	2	1,198.72
高齢者福祉施設	5	17	11,374.24
その他福祉施設	10	6	2,977.15
医療施設	2	12	34,815.69
産業振興施設	1	2	1,100.55
農業・水産施設	5	11	2,264.56
環境衛生施設	2	4	3,732.13
廃棄物処理施設	4	14	20,864.04
下水道施設	12	16	11,008.77
市営住宅	18	159	84,012.89
消防施設	25	33	6,638.86
防災施設	45	45	799.04
市庁舎等	7	35	24,452.97
その他	52	170	55,615.48
合計	412	1,410	720,509.98

\* 広報 ひらつか 第1044号から参照

ると試算。

「平塚市公共施設総合管理計画」では、「施設の質的向上」、「新たな施設建設の抑制」、「床面積の総量縮減」を3つの原則としている。

「施設類型ごとの管理に関する基本方針」で9施設類型が示されている。今後どのように検討するか。

【A.】 <学校教育施設>本市の公共施設の床面積の半数近くを占める。

小中学校は、災害時は避難所になり地域の拠点。長寿命化で適切に維持管理。

(裏面に続く)



(表面からの続き)

★延床面積約333,000平方メートル(公共施設の45.7%)

<生涯学習施設、産業振興施設> 公民館、図書館、勤労会館、青少年会館やスポーツ施設等。

比較的規模が大きく、建築年数も30年以上が多くある。耐震化、大規模改修、施設統合が課題になる。

★生涯学習施設一延床面積約110,000平方メートル(全体の約15%)。

<医療・社会福祉施設> 民間事業者が多く進出している分野。「公」の役割を整理。市民サービスの低下を招かないよう維持管理。

★保育園、学童保育施設、市民病院や保健センター等。延床面積約56,000平方メートル。市内に29施設。

<住宅施設> 平塚市営住宅ストック総合活用計画」に基づき用途廃止や維持管理を行う。

★市営住宅は、全159棟を保有。延べ床面積約84,000平方メートル。

<公園施設、生活関連施設、安全防災施設その他> 市民生活に欠かせない施設。維持管理に要する経費を工夫しながら維持管理を行う。

【Q.】公共施設は地域社会やコミュニティの核をなすものであり、住民のライフサイクル全体を通して福祉の増進を図り、社会生活の基盤をつくるもの。見直しには市民の意見が反映されることが重要。計画の推進体制では、「市民との情報共有」としているが、具体的な対応は。

【A.】公共施設の現状、今後の予測等、判りやすく伝え、状況の共有を図る。具体的な施設の統廃合等の方向性が見えてきた場合、施設に関する市の考え方を理解してもらう。

【Q.】「民間活力の導入」を進めるとしている。公共施設の維持・管理での「民間活力の導入」は、民間、市、市民にとってのメリットは。

【A.】人口減少社会では、施設の維持管理費の軽減が課題。

民間にとってのメリットは競争によって培われたノウハウ等で新しい市場へ参入できる。市にとっては、サービスを低下させずにコストを縮減できる。市民にとっては公共施設が安定的に維持管理され、質の高いサービスが受けられる。

【Q.】委託だけをみた場合、年間約70億かかっている。減ってはいない。サービスの点では、市職員が直接市民の望むサービスを実施するべき。

【A.】経費は当然圧縮し、サービスは増やす。

民間の力が非常に強い業務については、「包括的民間委託」、「指定管理者制度」、「民間資金の導入」、こういう部分については進めていきたい。

### <公共施設の最適化>

原則1 施設の質的向上

- ・1つの場所で様々なサービスが提供できる体制。
- ・既存施設の更新や大規模改修の際は環境に対する性能向上、バリアフリーに配慮等する。

原則2 新たな施設建設の抑制

- ・新たな機能を持つ施設は原則として建設しない。
- ・既存施設の長寿命化を図る。更新時期の平準化を図る。
- ・既存施設を更新整備する際は、他の既存施設との複合化を検討。

原則3 床面積の総量縮減

- ・床面積を指標として、公共施設の延床面積を縮減。
- ・新規施設整備の際は、既存施設の廃止・縮小をセットで考える。
- ・公共施設の統合や廃止を行うには、これまでのサービス機能の維持管理都がはかれるよう検討。

## 制度のお知らせ

### 臨時福祉給付金と障害・基礎年金受給者向け給付金

#### — 二つの給付金、あわせて3万3千円 —

2014年度の消費税引き上げの影響を緩和するため、14、15年度に低所得の人たちに対して制度的な対応を行うまでの暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が支給されましたが、2016年度も継続されます。

合わせて「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」も支給されます。

支給対象者一人につき、臨時福祉給付金は3千円、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は3万円で、1回限り。

手続きは、市役所から、8月中旬頃から支給対象者と見込まれる人に申請書が送られています。

該当すると思われる人は、手元に届いているか確認し、なかったら市役所に問い合わせを。

\*申請締め切りは、12月22日です。

16年1月1日現在、住民登録のある人で次の要件を全て満たす人

	臨時福祉給付金	障害・遺族基礎年金受給者向け給付金
対象者	①16年度分市民税が非課税	○16年度臨時福祉給付金の対象者
	②16年度分市民税が課税されている人に扶養されていない	○障害基礎年金・遺族基礎年金の16年5月分の受給者
	③16年1月1日現在、生活保護を受給していない。	○高齢者向け給付金を受給していない人
支給額	1人につき3千円(1回限り)	1人につき3万円(1回限り)